

---

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 244 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 244 回金融商品専門委員会（2025 年 9 月 2 日開催）において、次の事項について聞かれた意見をまとめたものである。
  - (1) 適用時期の検討
  - (2) 金融資産の予想信用損失に関する会計上の取扱いに係る適用指針（以下「予想信用損失適用指針」という。）の文案
  - (3) 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）の改正案
  - (4) 移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）の改正案
  - (5) 「コメントの募集及び本公開草案の概要」の文案

## 聞かれた意見

### （適用時期の検討についての意見）

2. 金融商品会計基準等の改正は、システム、リスク管理、管理会計及び業務体制の整備などの財務会計以外の観点においても対応が必要となることが想定されるため、十分な準備期間が必要となると考える。この点、特に金融機関にとっては、企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」の適用よりも負担が大きいと考える。例えば、システムの開発には、少なくとも 3 年を要すると考える。また、監査法人との協議や、必要に応じてシステム・ベンダーやコンサルティング会社を利用することも考えられる。この場合、委託先等のリソースが逼迫し、財務諸表作成者がコントロールできない要因により対応に時間を要する可能性があることを懸念する。
3. ステップ 2 又はステップ 4 のいずれを採用するかにかかわらず、システム及び体制の見直しが必要となることが想定されるため、数年単位の準備期間を設けて頂く必要があると考える。一方、既に IFRS を任意適用している、又は IFRS を任意適用していないもの

の予想信用損失モデルの導入についての検討を終えており、改正後の金融商品会計基準等を早期に適用したい金融機関もあると考えられる。

#### (予想信用損失適用指針の改正案についての意見)

4. 予想信用損失適用指針における用語が一般的なものか、個別に定義したものかの区別が難しいため、用語が定義されている会計基準の項番を示すような用語集を作成することを検討して頂きたい。例えば、予想信用損失適用指針の文案の設例3の1.前提条件(3)の「組成した信用減損資産」について、一般的な用語か、個別に定義された用語かの区別が難しい。この点、個別に定義された用語を指すのであれば、「購入または組成した信用減損金融資産」に修正し、金融商品会計基準(注8-4)を参照できるようにすると理解しやすいと考える。
5. 「借手」と「債務者」という表現が混在している箇所において、同じ意味でこれらを用いているならば、平仄をとった方が理解しやすいと考える。
6. 第36項に従って計上することとなる貸出コミットメント等に係る引当金は、評価性引当金ではないと考えられるため、第68項以降における貸倒引当金の表示の定めと混同しないような表現とすることを検討して頂きたい。

#### (金融商品会計基準の改正案についての意見)

7. 第90-5項における市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメントは一般的ではないという点と、市場において一般的な料率で契約を締結している限りにおいては前受コミットメント料を時価とみなすことが考えられるという点は、論理的に矛盾していると考えられる。
8. 第90-5項の「市場において一般的な料率で契約を締結している限りにおいては、前受コミットメント料を時価とみなして、発生の認識時の価額とすることができる」という点について、金融保証契約についてはIFRS第9号「金融商品」(以下「IFRS第9号」という。)にこのような定めがあると認識しているが、コミットメント料についてIFRS第9号に同様の定めがあるか確認したい。
9. 第123項(13)⑧の移管指針第2号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」の設例6の修正について、「実効金利法における償却原価法(定額法)を適用する」との記載があるが、金融商品実務指針において、実効金利法における定額法を削除しているため、金利差額調整法における定額法を適用することとなると考える。

**(金融商品実務指針の改正案についての意見)**

10. 第 57-2 項(3) (4)における償却原価の算定方法について、それぞれ未収利息を経過勘定として計上するかどうかの理解が難しいと考える。この点、実効金利法については未収利息を経過勘定として計上せず、金利差額調整法における定額法については未収利息を経過勘定として計上すると考えられるものの、金利差額調整法における利息法については第 95 項から未収利息を経過利息として計上することとなるのか理解が難しいと考える。
11. 償却原価法において未収利息を経過勘定として計上しないこととすると、実務に大きな変更が生じると考える。この点、実効金利法における利息法による償却原価を用いる貸付金について、未収利息を経過勘定としないこととした場合、適用開始時の影響が大きくなり、注記する時価の算定方法にも影響が及ぶと考えられる。これらの点から実務において混乱が生じることが懸念されるため、「コメントの募集及び本公開草案の概要」において第 57-2 項(3) (4)における償却原価法の会計処理について丁寧に説明して頂きたい。
12. 設例 4 の実効金利法における利息法による場合の仕訳に関して、IFRS 第 9 号は、実効金利法における経過勘定について定めておらず、入金額を元本と利息にどのように分解するかは解釈の問題であると考え。このため、従来のクーポンの既経過分を未収収益として計上し、利息配分額とクーポンの既経過分との差額を償却原価に加減する会計処理も選択できると考える。また、未収利息の会計処理の方法を変更する場合、実務的な影響が大きくなる可能性がある。これらの理由により、設例 4 の実効金利法における利息法による場合の仕訳を修正せずに、従来の仕訳とすることを検討して頂きたい。
13. 第 105-4 項について、償却原価の算定に信用調整後の実効金利を用いることと、期間配分の方法を金利差額調整法における定額法によることができることとの関係が理解しにくいと考える。
14. 第 120 項の未収利息の不計上についての取扱いの定め修正に同意する。
15. 第 206-2 項の実効金利法の適用に関する経過措置を該当する貸付金及び重要な金融要素を含む債権並びに満期保有目的の債券ごとに適用することができるとする修正に同意する。
16. 第 206-2 項は実務上有用な経過措置であると考え。
17. 第 206-2 項では、契約上のキャッシュ・フローに基づいて実効金利を計算する場合と期待キャッシュ・フローに基づいて実効金利を計算する場合とを示しているが、第 57-3 項及び第 57-5 項の実効金利の計算方法についての定めと平仄が取れているか確認して頂き

たい。この点、契約上のキャッシュ・フローに基づくか、期待キャッシュ・フローに基づくかによって、将来の期限前償還を織り込むかどうか異なる可能性があると考える。

18. 第 206-3 項の「新たな会計方針を遡及適用しない」という定めについて、遡及適用を認めないという趣旨か、遡及適用をしないことができるという趣旨か明確にして頂きたい。

**(「コメントの募集及び本公開草案の概要」の文案についての意見)**

19. 全体的な構成は文案のとおりでよいと考える。
20. 本公開草案は金融商品会計基準の抜本的な改正であり、会計以外の領域にも影響が及ぶことから、公開草案の理解及びコメントの作成に相応の時間を要すると考えられる。また、公表時期によっては決算期等と重なり、検討の時間を確保することが難しくなることが懸念される。このため、コメント募集期間について、例えば公表後 6 か月程度とする等、十分な期間とすることを検討して頂きたい。
21. 「コメントの募集及び本公開草案の概要」には分類及び測定の議論をいつ開始するかの記載がなく、関係者は金融商品会計に関するプロジェクトの今後の展開に関心があると考えられるため、「本公開草案の範囲に含めた領域を除いた金融資産及び金融負債の分類及び測定については、本公開草案の公表後、見直しの着手に関する方向性について議論を行う予定である」という「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」の内容を記載することを検討して頂きたい。
22. 開発にあたっての基本的な方針のステップ 1 において、最終的に IFRS の ECL モデルを開発の基礎とすることを記載している。この点、質問 1 において ECL モデルを採用する是非を問うのであれば、「信用リスクの増減に関係なく常に全期間の予想信用損失を見積もる CECL モデル、信用リスクの著しい増大の有無に応じて予想信用損失の見積もりが異なる ECL モデル」といったように、両モデルの違いがわかるような添え書きを示すことを検討して頂きたい。
23. 一般事業会社の通常の営業取引から生じる売掛金等及びリースにより生じた債権について、簡素化された信用リスクの著しい増大に関する判定方法を記載しているものの、予想信用損失の算定についての記載がないため、コメント提出者に配慮し、全期間の予想信用損失に等しい金額により算定する又は算定することを選択できる旨の記載を追加することを検討して頂きたい。
24. 簡素化された判定方法に関する記載において、「正常先の用判定格付」との表記は、「正常先の要判定格付」とするのが正しいと考える。

25. 予想信用損失モデルにおける相対的アプローチは、期末時点の債務者区分で示される信用リスク水準が同じカテゴリーの債権はすべて同じ取扱いとなる現行の金融商品会計基準の取扱いと異なることを関係者に理解して頂く必要があると考える。この点、相対的アプローチにおいては、期末時点で信用リスク水準が同じカテゴリーの債権であっても、発生認識時期の信用リスク水準からの著しい増大があったか否かによって、取扱いが異なる相対的アプローチの基本的な考え方を示すと、ステップ 4 の取扱いや補足文書が必要となる背景を理解できると考える。
26. 分類及び測定に関する記載箇所において、貸付金代替性私募債の分類及び測定がその他有価証券として時価評価する会計処理から償却原価の会計処理に変更となる点について明示して頂きたい。
27. 質問 5 及び質問 6 において、予想信用損失適用指針において定めた適用開始年度に関する開示について記載することを検討して頂きたい。
28. 別紙 4 における会計処理の選択肢に関する記載は、実務における取扱いを検討する助けとなると考える。
29. 未収利息を経過勘定として計上するかどうかは、システム等を含めた影響が大きいと考えられるため、別紙 4 においてこの点を説明することが考えられる。
30. 満期保有目的の債券について実効金利法による利息法を適用するにあたっては、売却原価の算定は先入先出法になるという点を明示した方がコメント提出者が提案への賛否を判断しやすくなると思う。

以上